

農 林 水 産 委 員 会 記 録

- 1 期 日 平成20年7月18日（金）
- 2 場 所 第5委員会室
- 3 出席委員 委員長 宮 政利
副委員長 沖井 純
委 員 高木昭夫、河井案里、小林秀矩、大井哲郎、芝 清、
田辺直史、山崎正博、小島敏文、檜山俊宏

4 欠席委員 なし

5 出席説明員

[農林水産部]

農林水産局長、総務管理部長、農林水産総務課長、農業活性化推進課長、団体検査課長、農水産振興部長、農業技術課長、農業経営課長、農産課長、畜産課長、水産課長、農林整備部長、技術総括監、農林整備管理課長、農業基盤課長、林業課長、森林保全課長

6 報告事項

- (1) 平成20年度農林水産局行政組織
- (2) 平成20年度農林水産局施策と予算
- (3) 「食品の安全に関する推進プラン（平成21～23年度）」の策定について
- (4) ㈱クラハシに係るJAS法に基づく指示に対する措置状況について
- (5) 畜産・酪農農家の経営に対する追加緊急対策について
- (6) 農地・水・環境保全向上対策事業の取組状況について

7 会議の概要

（開会に先立ち、委員長があいさつを行い、委員の自己紹介の後、農林水産局長があいさつ及び説明員の紹介を行った。）

- (1) 開会 午前10時32分
- (2) 記録署名委員の指名
- (3) 質疑・応答

○質疑（高木委員） 前の委員会でもいろいろと指摘があったところですが、現在の燃料価格の高騰、そして肥料、農薬、また、漁業で言えば資材価格の高騰と、第1次産業がもう存亡の危機だという認識は、執行部の皆さんも私も同じだろうと思います。ただ、国民がそれを共有しているのかという思いが若干いたします。

数日前に、漁業者の方が全国一斉に20万隻も休漁された。昨日の市場の相場がどうかということでは、ほとんど影響がなかった。けさの新聞に出ておりましたが、イカは冷凍庫から出したものを、2割は値上げして売った。だれがもうけたのかと言いたい。それほど困窮をきわめている状況の中で、ひとり第1次産業者だけが苦勞しているという状況は本当に忍びないと思います。広島県としても、それぞれの

分野において有効な手だてを早急に打っていただきたいと思います。

漁業に関して言えば、零細な漁業協同組合がたくさんあるということは問題だということで、合併に向けて努力しておられるということではありますが、これを早急にやり遂げて、漁業者が一致協力して、自分たちの生活が守られる基盤というものをしっかり確立していかなければいけないのだろうと思います。そこら辺を県としてもどのように指導しておられるのか、また、状況はどうか、お知らせいただきたいと思います。

農産物についても、宮崎県ではサーチャージ制度を導入しようという方向で検討が進んでいるという報道がありましたけれども、それは宮崎だけがやっても効果がないと思います。全国一律にサーチャージ制度を導入するというでないと効果がないと思います。

例えば、スーパーで大根1本買ってサーチャージが3円ついたとすれば、消費者の皆さんも、ああ、本当に大変なことだと、そのことを理解していただけるのだと思います。そこら辺について、県としての考え方がもしあればお聞かせいただきたいと思います。

いずれにしても、この原油価格の高騰が第1次産業を崩壊の危機にさらしているということについて、もう一度県の認識などをお聞かせいただきたいと思います。

○答弁（水産課長） まず、漁業関係のことで申し上げますと、7月15日に、県内の60漁協の組合員が燃油価格の高騰に対して抗議の一斉休漁に取り組みました。全体では約4,000人の漁業者の皆さんが参加し、3,500隻が一斉休漁に参加しております。1日操業に出なかった場合に、約200トン、金額にして1億円の損失になるのですが、そういうことをして非常に厳しい状況を皆さん方に訴えたという状況になっております。

それに伴って、魚価が上がったのかと言われますと、少なくとも卸売市場の値段を見ますと、ほとんど影響がない。それは、一つには、魚価が市場価格によって決まっている。それは需給バランスで決まりますので、生産コストが上がっているのをなかなか魚価の方に転嫁できないような状況になっているということがあります。水産物につきましては非常に流通形態が複雑で、魚種によっては、消費者価格に占める生産者価格の割合が4分の1以下というものもあります。

これらを改善するのに、漁業者一人一人が取り組んだだけでは、改革というのは非常に困難でございます。それにつきましても、やはり漁協がそういう対応ができるような強力な漁協になっていただく、そういうものを実践していくことが必要だと考えております。漁協合併に向けていろいろと関係機関等と協力しながら取り組んでいるのですが、なかなか漁業者の皆さん方への浸透がいま一つというところで、これからも引き続き努力してまいりたいと考えております。

○答弁（農水産振興部長） 原油価格等の高騰に対して、基本的な考え方ということでございます。

原油なり配合飼料等の価格高騰に対しまして、県では省エネ技術の利用の徹底を図るとともに、国の補助事業の活用促進や各種融資制度の周知などの取り組みを強めております。

今回の原油価格の高騰というのは、台風や災害など、県特有の被害が生じた場合と異なっておりまして、委員が言われましたように、全国どの地域も同じような課題を抱えております。全国的または世界的な問題でございます。

そういった観点から、一義的には、国において対策が講じられるべきというふうと考えております。県の対策につきましては、現在、国で進めておられます緊急対策の具体的内容の動向に注意しながら、地域実情を踏まえて、本県独自の対策を検討してまいりたいと考えております。

○答弁（農産課長） 宮崎県のサーチャージ制度についてですが、現在、宮崎県の方で航空運賃等で一般的に利用されておりますサーチャージ、燃油の高騰部分を運賃とは別に上乗せするという制度ですが、農産物の方にも燃料高騰部分を上乗せして、消費者の皆様にご負担していただくという制度を考えておられます。

それで、委員が先ほど申されましたとおり、宮崎県だけがやったのでは効果が出ないということで、今月末に主産県が東京の方に集まりまして、内容の検討をしていこうというふうになっておりますので、県としてはその辺のところを注視してまいりたいと思っております。

○意見・質疑（高木委員） 議論をしている暇はないというのが現状だと思います。第1次産業、原材料生産者だけがもうかっていないのかと言えば、もうかっている人もいるのです。鉱物資源を輸入する総合商社は史上空前の利益が出ているのです。何でそんなことになるのかと思うのですが、1次産品を同じように扱いながら差が出るというのは、本当に悲しいことだと思います。

次に、お米の問題ですが、前回の委員会でも申し上げましたように、ことしの豊作はもう間違いないだろうと思います。これだけ天気がいいと、もう間違いなく豊作です。

過剰作付の問題も、国は何とかすると言っていますが、具体策が何も出てこないということで、全国的な米余りで米価が大暴落というのはもう目に見えていると思います。農業者とすれば、正月までこれを出荷しないというぐらいの強い決意で臨まないと、本当に農業者はつぶれてしまうというふうに思いますが、この水稲に対して、仮の話で申しわけないのですが、暴落したときに、県として何か手を打とうという準備はしておられるか、お聞きします。

○答弁（農産課長） 7月上旬現在、全国の過剰作付が3万ヘクタールということも出ておりますし、天候の状況を見てみましても、豊作の方向にあるのではないかとはい思っております。

ただ、まだ刈り取りの時期には至っておりませんので、過剰作付をしている県なり市町の解消に向けた努力をより一層していただきたいということを国の方にも要

請してまいりますし、また、昨年と同様に、政府の備蓄米の方に回すということも、もう不可能でございますので、やはり基本的には需給調整をしっかりと行っていくということしか方法はございませんので、そちらの方を強く進めてまいります。

○要望・質疑（高木委員） 早急にひとつよろしく願いいたします。

次に、農地・水・環境保全向上対策事業のことですが、県としても若干の見直しをされて、平成23年度までに集落法人を設立すればいいということに要件を緩和されたわけですが、共同活動で言えば15地区ふえただけということで、6万ヘクタールに対して約6%の面積しか参加されていないという状況は変わっておりません。

昨日、島根県の仁多郡横田町というところ、仁多米で有名なところですが、その三森原という集落法人の方へお邪魔させていただいていろいろなお話を聞かせていただきました。島根県では50数%の加入率ということで、広島県は不思議ですねと言われました。よその県から不思議だと言われるということは、やはり何かどこかが違うのではないかというふうに思うのですが、もう一度この件について、県として方向転換する気持ちはないかということをお聞きします。

○答弁（農業基盤課長） 島根県の状況を分析したわけではございませんが、広島県においては、集落法人などの担い手が中心となって、永続的な営農が行われる地域においてこそ、この事業が有効に機能するものと考えております。そういう基本方針により、今後も市町などの関係機関と連携いたしまして、制度の活用を図るよう考えております。

○質疑（高木委員） 永続的に農業を行わなければいけない地域というのは、集落法人ができる場所だけでよろしいのでしょうか。今、県全体の6%か7%しかになっていない農地だけを永続的にやっつけていこうということですか。やはり、少なくとも5万ヘクタールあたりはその地域の皆さんに永続的に農業をしてもらわなくては困るのではないのでしょうか。この制度を導入することによって、永続的に農業をしてもらおうのでしょうか。できるところにするのではなくて、永続的に農業をしてもらいたいところにこの制度を入れるべきではないですか。そう私は思いますけれども、もう一度答弁をお願いします。

○答弁（農業基盤課長） 広島県での取り組みとしては、中山間地域等直接支払制度をかなりの部分で活用されております。これに農地・水・環境保全向上対策事業の制度が重なりまして、その制度においても、平場ではなく、本県では中山間地域型が出てきております。それから、なかなか農地・水・環境保全向上対策事業は事務手続がかなり煩雑になっており、それから活動の制約等もございます。それで、取り組みに対して敬遠されたりという部分がございます。ただ、国の方も今後も申請を認めるという明言はないのですけれども、そういう方向などで今後とも頑張ってもらいたいと思っております。

○質疑（高木委員） 農地・水・環境保全向上対策事業を導入したところでは、いろいろな取り組みをされております。特に、そこにすむ生物をみんなで調べるとい

とは、私はこんなことを何ですのかと初めは思いましたが、非常に効果があるのです。自分たちですら知らなかった、見ようとしなかったことを、そのことによって地域の皆さんが本当に見られるのです。

例えば、ドジョウがいなくなった、昔はいっぱいいたのに、なぜか。農薬だけではないということに、水路が全部コンクリートになったからこうなったのだということにみんな気づいたのです。そういうことを子供たちも一緒にやると、自然に対する思いが非常に強くなる。農業をするにしても、ああ、これだけ減っている、農薬を控えようという意識変換が起きたのです。いろいろな地域でそういうことが起きております。農水省の人が、現場で考えたのかどうか知りませんが、いいことをやったというふうに思います。

そういうちょっとしたきっかけをつくってあげたら、農業者の皆さん、中山間地域に住む皆さんの意識が変わって、やはりここを守ろうと、より強い意志が生まれてくると私は思うのですが、せつかく国が用意した制度ですから、全員が使えるように、もう一度検討していただきたい。しつこいようではありますが、局長、思いを変えていただくことはないのでしょうか。

○答弁（農林水産局長） 本県が中心的に取り組んでおります集落法人を中心とした農業構造改革の本年度の取り組みについては、今後も取り組んでいかなければならないと私は思っております。委員から御指摘がございましたように、できるだけ多くの方にこの制度を活用していただきたいという点については私どもも同じ思いでございますので、委員から御指摘の、島根県の状況も調査する中で、我々として活用できる部分があれば、また調べてまいりたいと思っております。

○意見・質疑（田辺委員） 食料自給率が40%を切る国、それと、資源の何もない国、国内的には少子・高齢化の進行で、これから3人に1人が高齢者になる国家に未来があるのかと、食糧を押さえられ、資源を押さえられ、国内的には、若者がフリーターだ、ニートだ。年金をもらう人がふえ、病気になる人がふえて、働く人がいない国家に未来があるのかと、こう思っております。

先ほどありましたけれども、食糧も、資源も、投機の対象になっている。その犯人が日本ではないかというようなことになると、持つ者と持たざる者の格差がさらに激しくなるのではないかと思います。

きょうは、それとちょっとかけ離れた質問をします。

資料番号2の施策と予算の32ページに、漁業取締体制強化事業というのがありますが、ここに、漁業者意識の醸成や漁場管理・監視活動等の自主的取り組みを支援し、良好な漁場環境の持続的な利用による漁業経営の安定化を目指す、それと、2番の下の方ですが、積極的な漁場監視活動を実践する漁協に対し、自主管理体制の構築を支援すると広島県農林水産局が表明されているわけですが、資源管理、漁場等の美化活動というようなことも一番下の方で言っているわけです。

先日のマスコミ報道によりますと、福山市内海町の、横田港の県の所有の埠頭用

地にある民間の水上バイクの艇庫が、設置から2カ月たっても営業ができない状況である。借り主に地元の横島漁協の同意を得ないまま、県と市が条例に沿って土地を貸したため、漁協は漁業への影響や騒音が予想されると反発しているということで、いまだに使えていないとありました。今のようにマリンスポーツがはやり、一般の方が利用する、しかしそこは漁場であるといった場合、そこにかかわる漁民の方と、どちらを守ることが大事なのかと思うわけですが、この水上バイクのお店の方は、漁協の理事会にこの港の使用の同意を求めたが拒まれたとのこと。

当初ここは、2002年に建築資材置き場として埋め立てておまして、水上バイクに使うのは、つくったときと趣旨の違う目的外使用ではないか。定置網などがあるのに、そこで、水上バイクを使うと、事故などいろいろな問題がありますが、取り締まりの法律がないはず。路上ならスピード違反とかいろいろあるのでしょうけれども、これは警察の問題ですが、広島県には水上バイクの取り締まりの法というものはない。

そういったことで、日本舟艇工業会によりますと、港を使うには事前に漁協との話し合いが不可欠であり、ルールを決め、漁業者や住民への不安を取り除くべきだということです。そこで、漁協を支援する農林水産局として、この情報は入っているのか、漁場を守るという観点から、何かアドバイスをされているのかどうか、この点について、状況をどう把握されているのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○答弁（水産課長） 委員御指摘の港は横田港だと思われ。横田港の管理は港湾課になるのですが、保管施設云々につきましては、その新聞に書いてあるとおりだろうと思っております。ただし、当然その保管された水上バイクを海面でいろいろ使用するケースが想定されますので、そうなった場合に、先ほど委員御指摘のとおり、近くでいろいろな漁法が実施されております。定置網とか刺し網とかタコつぼ等、いろいろな漁法が周辺海域では行われております。場合によっては、水上バイクがそういう漁具との接触等によって事故が起こる可能性もありますし、漁業者が周辺海域で操業しております。当然事故等の心配もございますので、事前に漁業者と利用者が話し合いをして、ルールづくりをしていただいた上で設置されることが、最も好ましいことと考えております。

事前にそういう情報があったかと言われますと、水産サイドの方に情報提供はございませんでしたが、各機関と連絡をとりながら、調整とか情報収集等も進めてまいりたいと考えております。

○質疑（田辺委員） 地域住民の賛同は使用許可の条件ではないので、水上バイクの保管という観点では港の使用目的かと思えます。つくっている港に水上バイクを置くのは問題がない。水上バイクをそこへずっと置いておくのなら問題はないのです。問題は水上バイクがどこを走るかということです。

つくる際には条例にのっとって、県も市も、水上バイクを置く施設としては海ではないのだからいいと言うけれども、水上バイクが、どこを走るのかということで

す。内海町には、御承知のようにクレセントビーチとか、ドルフィンビーチなどの海の観光地がある。水上バイクをそこに置くというのは、そこで使えるからというわけです。

横田港は狭い海岸にあります。さっき言われたように、定置網やタコつぼ等もある。今度はそこを走り出すということが、想定されるわけです。そのときに、今さっき言った、良好な漁場環境の持続的な利用、そこは本当に安全性です。水上バイクのことは、警察が、どこか海域を決めて、安全に乗られるようにするべきだと私は思う。どこでも走られるというのはおかしいし、県全体として、ばらばらだからだめだと思う。

それで、そうするのはいいけれども、そういうことを決めていないから、漁業者の方も、地域住民の方も、イメージとしてはそういう方々が来て、いろいろな格好でまちをうろうろされ、それで無防備に、スピードの規制もないわけだからどんどんと走る、漁場を荒らされる。そして、まちの美化はどうなるのかということをお心配されるのは、当然だと思うのです。

この漁協を支援する農林水産局として、それは関係ないとは言えない。県の問題だから、警察とも、港湾課、建設局とも、お互いちょっと話し合ってもらいたい。次の段階にもう入っているのに、ばらばらの縦割り行政ということになっているわけです。やはり漁場を守るというのなら、今のように厳しい状況ならば、このような視点から農林水産局の人がそういうふうにやってもらわないと、これは法律上、問題がないから、港のところに水上バイクを保管する倉庫をつくるのは問題ないということでは終わっているようではいけないと、私は思うのですが、どうでしょうか。

○答弁（水産課長） 横田港は漁港ではございません、港湾でございます。

当然、海上を使うという話になりますので、しっかりルールづくりをしていただきたいというのは強く思っておりますし、そういう働きかけは今後していきたいと考えております。ただし、住民との話がメインになりますので、ルールづくりに際してはしっかりやっていただきたいと考えております。

○要望（田辺委員） その港が港湾で、港湾課が許可しているわけです。水上バイクがそこにずっとおさまっていれば問題ないと言っているのです。だが、それはいずれ動き出す。そして、漁場が荒らされるだろうというから、ルールづくりとか見守るとかではなくて、自分たちは漁場を守るという方針を出しているのなら、その立場で意見を言ってもらいたいということを行っているのです。まあ、同じになるから、要望しておきます。

○質疑（小林委員） 1点だけ、高木委員の関連質問になると思いますが、今の状況で集落法人が維持できるかどうか。この前も、高木委員から質問があり、今120以上の法人が設立されているということでした。その経営状態は、大変厳しい状況にあると私は思っていますが、まずはその点について、お聞きしたいと思います。現在の集落法人は、どのような状況の中で経営的に苦労されているのか、その辺をちよっ

とお聞きしておきたいと思います。

○答弁（農業活性化推進課長） 今、委員がお尋ねの集落法人でございますが、実は集落法人の平成18年度の決算につきまして取りまとめたものがございまして、それにつきましては、67法人の平均数値を出しております。集落法人としましては、1法人当たり、経営面積で言いますと28ヘクタールで45名というのが平均です。その中で、収入は、補助金等も含めまして約2,870万円、そのうち実際の売上げが2,220万円でございます。支出につきましては約2,700万円ということで、差し引き経常利益は約170万円になっております。これは補助金等が約650万円入っておりますので、実際の農産物の生産、販売という面では赤字でございますが、今は産地づくり交付金とか中山間地域等直接支払制度といったものがございまして、平均では黒字になっております。

しかしながら、今、集落法人のほとんどが生産物は米に依存しておりまして、約8割が米の売上げになっております。こういったものを他の園芸とか畜産物に転換いたしまして、今後は法人そのものの経営の体質強化を図っていきたいということで、本年度から広島県集落法人連絡協議会の方でもそれぞれ積極的な活動をされております。それに対しまして、県も市町も積極的に支援をしているところでございます。そういった取り組みで、集落法人が今後永続的に経営できるよう、関係機関等が積極的に支援を行いたいと思っております。

○意見（小林委員） 意見になりますけれども、集落法人には、当然経営責任がついて回るわけです。破綻をすればどうなるかわかるわけです。原油価格高騰にしても当然そうですし、それによって資材、肥料、飼料についても価格が高騰しているという中で、やはり将来を見据えたときに、今年度、このような状況の中で進めてもいいのかどうか、一時様子を見る、これも一つの判断ではないかと思えます。破綻してしまったら、その集落は壊滅状態になるわけでありまして、推し進める環境かどうか、じっくりと腰を据えて、今の状況を分析する。国が制度設計をきちんとして支援体制をつくるのだったら、当然、私はいいと思えますけれども、今の状況で、あなたたちが勝手にやれと、これぐらいの支援はしてあげるといようなことでは、余りにも無責任過ぎるというふうに、意見だけ言っておきます。

(4) 県内調査・県外調査についての協議

県内調査の日程等について委員会に諮り、9月2日（火）～3日（水）の1泊2日で調査を実施することに決定し、具体的な調査場所等については委員長に一任した。

また、県外調査については、2泊3日で実施することに決定し、日程等は次回以降の委員会で諮ることとした。

(5) 閉会 午前11時42分